

平成26年度研修実施計画（案）

裁判所職員総合研修所

目 次

第1	協議会	1
第2	養成課程	1
1	裁判所書記官研修部	1
2	家庭裁判所調査官研修部	1
第3	中央研修等	2
1	裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同	2
	中央研修	2
2	家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同	2
	中央研修	2
3	裁判所書記官研修部	3
(1)	中央研修	3
(2)	高裁委嘱研修	4
4	家庭裁判所調査官研修部	5
(1)	中央研修	5
(2)	高裁委嘱研修	6
5	一般研修部	7
(1)	中央研修	7
(2)	高裁委嘱研修	8
第4	自庁研修	10
第5	研究	10
第6	委託研修	11

第1 協議会

番 号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
1	研 修 計 画 協 議 会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議し、研修方針の周知徹底を図る。	27. 1. 8(木) ～ 1. 9(金)	1. 5 日	25	高裁の次長，首席書記官，高裁所在地の首席家裁調査官

第2 養成課程

1 裁判所書記官研修部

番 号	部 ・ 期	実 施 時 期 等	期 間	人 員	対 象 者
2	第 一 部 期 第 11 期	26. 4. 4(金) 入所，第1期研修 7. 22(火)～ 実務修習 9. 30(火)～ 第2期研修 27. 3. 2(月) 修了	1 年	167	第一部入所試験合格者で，最高裁が指名したもの
3	第 二 部	第10期 (2年生) 25. 4. 4(木) 入所 4. 9(火)～ 裁判事務修習 9. 2(月)～ 第1期研修 26. 4. 1(火)～ 第2期研修 7. 22(火)～ 実務修習 9. 30(火)～ 第3期研修 27. 3. 2(月) 修了	2 年	87	第二部入所試験合格者で，最高裁が指名したもの
		第11期 (1年生) 26. 4. 4(金) 入所 4. 9(水)～ 裁判事務修習 9. 1(月)～ 第1期研修 27. 4. 1(水)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 9. 下旬～ 第3期研修 28. 3. 1(火) 修了	2 年	72	

2 家庭裁判所調査官研修部

番 号	期	実 施 時 期 等	期 間	人 員	対 象 者
4	第 10 期	25. 4. 4(木) 入所 4. 10(水)～ 実務修習(予修期) 5. 7(火)～ 前期合同研修 7. 22(月)～ 実務修習 26. 9. 1(月)～ 後期合同研修 27. 3. 2(月) 修了	2 年	48	平成25年度採用の家裁調査官補で，最高裁が指名したもの
5	第 11 期	26. 4. 4(金) 入所 4. 10(木)～ 実務修習(予修期) 5. 7(水)～ 前期合同研修 7. 22(火)～ 実務修習 27. 8. 下旬～ 後期合同研修 28. 3. 1(火) 修了	2 年	48	平成26年度採用の家裁調査官補で，最高裁が指名したもの

第3 中央研修等

1 裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同 中央研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
6	家事実務研究会	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	27. 2. 18(水) ～ 2. 20(金)	3 日	約100	家裁で家事事件を担当する書記官, 家裁調査官
7	少年実務研究会	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	26. 9. 17(水) ～ 9. 19(金)	3 日	約80	家裁で少年事件を担当する書記官, 家裁調査官

2 家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同 中央研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
8	総合職採用職員 初任研修	将来の幹部職員としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	26. 4. 7(月) ～ 4. 9(水)	3 日	未定	平成25年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの
9	中間管理者 (裁判部) 研 修	職務遂行に必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	26. 10. 21(火) ～ 10. 24(金)	各 4 日	各 約80	主任書記官, 訟廷管理官, 訟廷副管理官, 裁判員調整官, 主任家裁調査官, 速記管理官, 速記副管理官
			26. 11. 18(火) ～ 11. 21(金)			
			27. 1. 20(火) ～ 1. 23(金)			
10	管理者研究会	職務遂行に必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と管理者意識の高揚を図る。	26. 4. 14(月) ～ 4. 18(金)	5 日	未定	局長(高裁を除く。), 次長, 事務部長, 首席書記官, 次席書記官, 総括主任書記官, 首席家裁調査官, 次席家裁調査官, 総括主任家裁調査官, 首席技官(最高裁), 次席技官(最高裁)
11	管理者研究会 (支部運営)	支部において生ずる諸問題等について研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	26. 5. 22(木) ～ 5. 23(金)	2 日	約40	次席書記官, 次席家裁調査官, 次長

3 裁判所書記官研修部

(1) 中央研修

番号	名 称		目 的	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
12	民 事 実 務 研 究 会	第 1 回	民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	26. 5. 28 (水) ～ 5. 30 (金)	3 日	各 約60	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
		第 2 回		27. 1. 15 (木) ～ 1. 16 (金)	2 日		
13	刑 事 実 務 研 究 会		刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	26. 11. 26 (水) ～ 11. 27 (木)	2 日	約60	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
14	家 事 特 別 研 究 会		後見事件等の運用を巡る諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	26. 9. 25 (木) ～ 9. 26 (金)	1. 5 日	約50	家裁で成年後見関係事件を担当する書記官
15	実 務 指 導 研 究 会	民 事	書記官ブラッシュアップ研修の指導者を養成する。	26. 5. 8 (木) ～ 5. 9 (金)	各 2 日	約35	書記官ブラッシュアップ研修の講師となる予定の者
		刑 事		26. 5. 8 (木) ～ 5. 9 (金)		約35	
		家 事		26. 5. 14 (水) ～ 5. 15 (木)	各 2 日	約25	
		少 年		26. 5. 14 (水) ～ 5. 15 (木)		約15	
16	速 記 官 中 央 研 修		裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	26. 7. 9 (水) ～ 7. 10 (木)	1. 5 日	約25	速記官補任官後15年以上の者（速記管理官及び速記副管理官を除く。）
17	C A 研 修 実 務 試 験	前 期 研 修	書記官としての職務遂行に必要な知識を整理し、応用能力をかん養するとともに書記官に必要な資質及び職務能力を検証する。	26. 6. 26 (木) ～ 7. 16 (水)	21 日	未 定	裁判所書記官任用試験の口述試験に合格した者
		実 務 研 修		26. 7. 18 (金) ～ 8. 22 (金)	36 日		
		後 期 研 修		26. 8. 25 (月) ～ 9. 12 (金)	19 日		

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
18	書 記 官 ブラッシュアップ 研 修	中堅書記官としての職務全般を遂行するのに十分な知識及び技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対する積極的な態度をかん養する。	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	10.5日	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者（中間管理職以上の者を除く。）

4 家庭裁判所調査官研修部

(1) 中央研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
19	家庭裁判所調査官 実 務 研 修	家裁調査官として必要な実務能力の総合的な向上を図る。	26. 9. 30 (火) ～10. 10 (金)	11日	未定	家裁調査官任官後、 おおむね3年の実務 経験を有する者
20	家庭裁判所調査官 専 門 研 修	家裁調査官としての職務遂行に必要な専門的知識の習得及び技能の向上を図る。	26. 6. 3 (火) ～ 6. 13 (金)	11日	未定	家庭裁判所調査官実 務研修終了後、 おお むね4年の実務経験 を有する者
21	ケ ー ス ワ ー ク 研 究 会	調整力、折衝力、機動力等を有効に駆使する調査技法について研究及び討議を行うことにより、家庭事件の科学的処理の充実及び改善に寄与させるとともに、調査実務能力の向上を図る。	27. 1. 28 (水) ～ 1. 30 (金)	3日	40	家庭裁判所調査官実 務研修終了後、 おお むね2年以上の実務 経験を有する者
22	心 理 テ ス ト 特 別 研 修	複雑困難な家庭事件の調査に必要な高度の心理テスト技法を習得させ、心理テストの活用に関して職場の中核となる者を育成する。	26. 12. 2 (火) ～12. 5 (金)	4日	20	家庭裁判所調査官専 門研修を終了した者 で、心理テストに習 熟しているもの
23	面接技法特別研修	接近困難な当事者等に対する調査に必要な高度の面接技法を習得させ、職場における面接技法研さんの中核となる者を育成する。	26. 10. 28 (火) ～10. 31 (金)	4日	20	家庭裁判所調査官専 門研修終了後、 おお むね2年以上の実務 経験を有する者
24	主 任 家庭裁判所調査官 研 修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	26. 7. 1 (火) ～7. 4 (金)	3.5日	未定	主任家裁調査官
25	次 席 家庭裁判所調査官等 研 究 会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上を図る。	26. 9. 3 (水) ～ 9. 5 (金)	2.5日	未定	次席家裁調査官、総 括主任家裁調査官
26	首 席 家庭裁判所調査官 研 究 会	首席家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上を図る。	26. 11. 11 (火) ～11. 12 (水)	2日	50	首席家裁調査官

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
27	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題 について研究及び討議を行 うことにより、調査実務の 充実及び改善に寄与させ る。	実施機関が 適宜決定	3日	242	家裁調査官

5 一般研修部

(1) 中央研修

番号	名 称		目 的	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
28	係 (研	長 等 総 務 担 当) 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	26. 6. 17 (火) ～ 6. 19 (木)	3 日	約40	高・地・家裁本庁の 総務事務を担当する 係長, 専門職
29	係 (研	長 等 人 事 担 当) 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	26. 6. 3 (火) ～ 6. 5 (木)	3 日	約60	高・地・家裁本庁の 人事事務を担当する 係長, 専門職
30	係 (研	長 等 会 計 担 当) 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	26. 10. 28 (火) ～ 10. 31 (金)	4 日	約60	高・地・家裁本庁の 会計事務を担当する 係長, 専門職
31	中 間 管 理 者 (事 務 局) 研 修		職務遂行に必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより, 職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	26. 12. 2 (火) ～ 12. 5 (金)	3. 5 日	約60	総括企画官, 課長, 文書企画官, 企画 官, 課長補佐, 首席 技官, 営繕企画官 (最高裁), 班長 (最高裁)
32	研 修 事 務 担 当 者 研 修		研修の企画, 実施等に必要な知識及び技能を付与することにより, 執務能力の向上と職務意識の高揚を図り, もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実に資する。	26. 9. 9 (火) ～ 9. 11 (木)	3 日	約40	研修事務を担当する 高・地・家裁の係長, 専門職, 主任
33	研 修 指 導 研 究 会	第 1 回	高裁委嘱研修及び自庁研修の指導者を養成する。	26. 5. 27 (火) ～ 5. 29 (木)	各 3 日	各 約40	次席書記官, 総括主 任書記官, 主任書記 官, 訟廷管理官, 訟 廷副管理官, 裁判員 調整官, 総括企画 官, 課長, 文書企画 官, 企画官, 課長補 佐, 専門官
		第 2 回		27. 2. 3 (火) ～ 2. 5 (木)			
34	情 報 処 理 研 修	第 1 回	情報化の推進に向けて, 職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。	26. 5. 20 (火) ～ 5. 22 (木)	各 3 日	60	情報化の推進に指導 的な役割を果たすこ とが期待される行(一) 職員 (家裁調査官を 除く。)
		第 2 回		26. 11. 11 (火) ～ 11. 13 (木)		60	
35	新 任 執 行 官 研 修		職務遂行に必要な知識を付与することにより, 執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	26. 6. 10 (火) ～ 6. 13 (金)	3. 5 日	未定	平成25年4月1日 以後に執行官に任命 された者又は執行官 事務取扱書記官に指 定された者

36	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	27. 2. 3(火) ～ 2. 6(金)	3.5日	未定	執行官
37	総括執行官研究会	総括執行官の職務等について知識を付与するとともに、研究、討議等を行うことにより、総括執行官の役割や執行官室の運営等についての認識を深めさせ、総括執行官としての識見をかん養する。	26. 7. 15(火) ～ 7. 17(木)	2.5日	未定	総括執行官

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
38	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	実施機関が適宜決定	5日	未定	新たに採用された職員（総合職採用職員を除く。）
39	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	通信研修 26. 3. 1(土) ～ 6. 15(日) 面接研修 26. 6. 16(月) ～ 7. 18(金) の間で実施機関が適宜決定	107日 15日	約 200	採用後1年以上の行(一)事務官（書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職（I種、上級）試験合格者、大学法学部卒業者等を除く。）
40	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官（係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。）
41	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	実施機関が適宜決定	1.5～3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官（専門官以上の職にある者を除く。）
42	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	実施機関が適宜決定	3日	未定	新たに係長に任命された者

43	新任中間管理者 研 修	職務遂行に必要な管理能力 及び管理技法を付与すること により、中間管理者として ふさわしい職員を養成する。	実施機関が 適宜決定	5日	未定	新たに主任書記官、 訟廷管理官、訟廷副 管理官、裁判員調整 官、主任家裁調査 官、速記管理官、速 記副管理官、課長、文 書企画官、企画官、 課長補佐、首席技官、 班長（最高裁）主任 技官（最高裁を含 む）、地裁本庁所在 地にある検審局長等 に任命された者
----	----------------	--	---------------	----	----	---

第4 自庁研修

番 号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
44	フ レ ッ シ ュ セ ミ ナ ー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員
45	フ ォ ロ ー ア ッ プ セ ミ ナ ー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
46	ス テ ッ プ ア ッ プ 研 修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3日	未定	採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官
47	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
48	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	実施機関が適宜決定			高・地・家・簡裁に勤務する職員

第5 研究

番 号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
49	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	26. 9 ～27. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
50	書 記 官 実 務 研 究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	26. 4. 上旬 ～27. 3. 下旬	1年	2	書記官

51	家庭裁判所調査官 実務研究 (個人及び 共同研究)	家庭事件調査実務に必要な 理論及び技法に関する実証 的研究を行わせることによ り、調査実務能力の向上に 寄与させる。	26. 7. 中旬 ～27. 2. 中旬	7 月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官 実務研修を終了し た者 (共同研究) 家裁調査官
	同上 (指定研究)		26. 4. 上旬 ～27. 3. 下旬	1 年		家庭裁判所調査官 専門研修を終了し た者
52	家庭裁判所調査官 関係機関特別研究 (家事及び少年 関係機関につ いての研究)	関係機関における業務の実 際に関する研究を行わせる ことにより、調査実務能力 の向上に寄与させる。	26. 7. 上旬 ～27. 3. 上旬	8 月	未定	家庭裁判所調査官 実務研修を終了し た者
	同上 (心身の鑑別につ いての研究)		27. 2. 下旬 ～27. 3. 下旬	1 月	3	家庭裁判所調査官 専門研修を終了し た者

第6 委託研修

番 号	委 託 庁	名 称	人 員
53	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
54	財 務 省	会計事務職員研修	未定
55		会計事務職員契約管理研修	
56		予算編成支援システム研修	
57		予算担当職員初任者研修	
58		決算書作成システム研修	
59		税務大学校本科特別研修	

平成26年度研修実施計画一覧表(平成25年度との比較表)

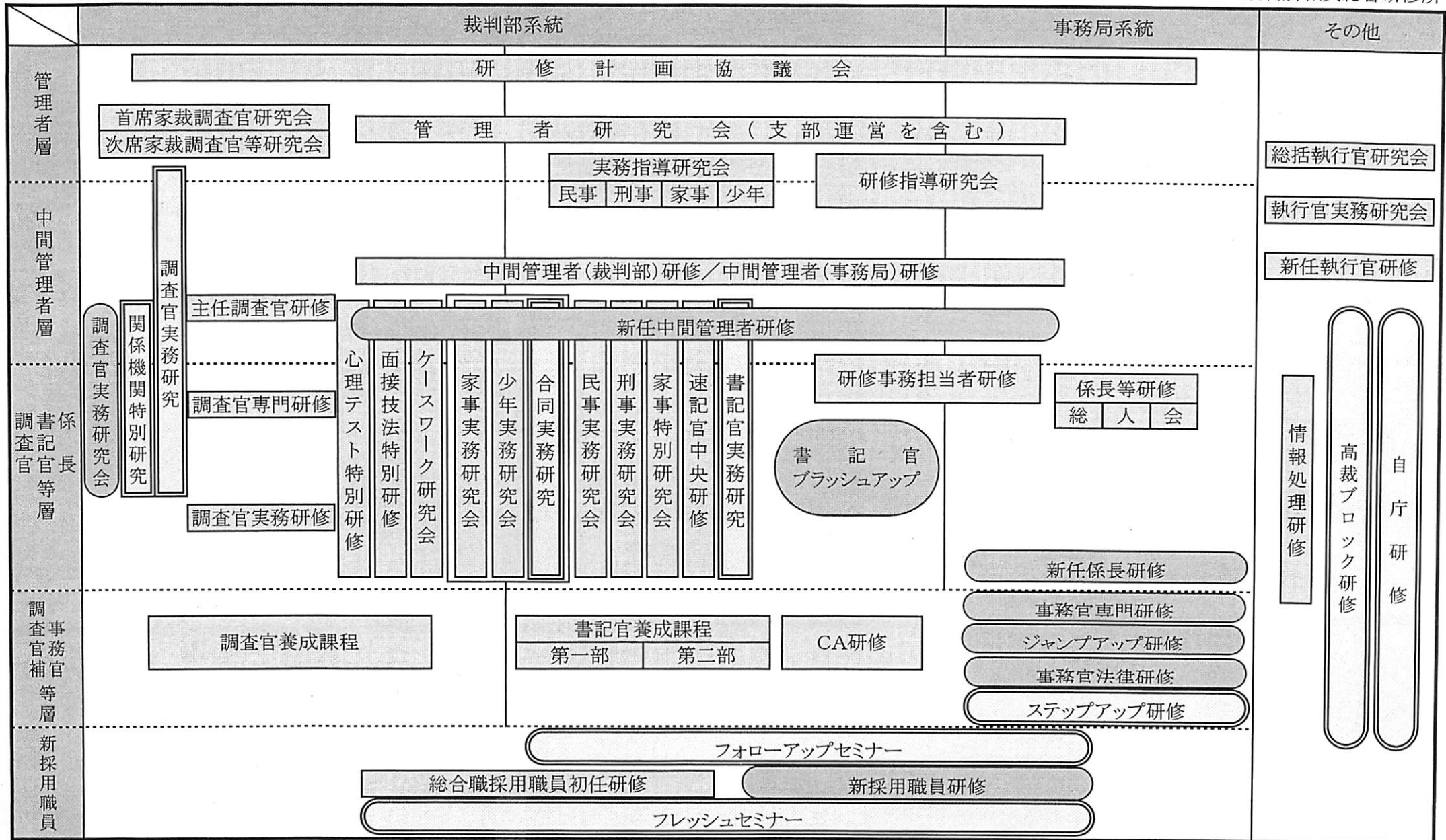
		平成26年度					平成25年度			備考	
		番号	研修名等	実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員		
協議会		1	研修計画協議会		27. 1. 8(木) ～ 1. 9(金)	1.5	25	26. 1. 9(木) ～ 1.10(金)	1.5	25	
養成課程	裁判所書記官研修 家裁調査官研修	2	第一部	第 1 1 期	26. 4. 4(金) ～ 27. 3. 2(月)	1年	167	25. 4. 4(木) ～ 26. 3. 3(月)	1年	179	
		3	第二部	第 1 0 期 (2年生)	25. 4. 4(木) ～ 27. 3. 2(月)	2年	87	24. 4. 5(木) ～ 26. 3. 3(月)	2年	64	
				第 1 1 期 (1年生)	26. 4. 4(金) ～ 28. 3. 1(火)	2年	72	25. 4. 4(木) ～ 27. 3. 2(月)	2年	87	
		4	第10期	25. 4. 4(木) ～ 27. 3. 2(月)	2年	48	24. 4. 5(木) ～ 26. 3. 3(月)	2年	53		
		5	第11期	26. 4. 4(金) ～ 28. 3. 1(火)	2年	48	25. 4. 4(木) ～ 27. 3. 2(月)	2年	48		
中央研修等	審判部・調研部合同	6	家事実務研究会(※)		27. 2. 18(水) ～ 2. 20(金)	3	約100	26. 2. 19(水) ～ 2. 21(金)	3	100	平成25年度は司研と一部合同で実施
		7	少年実務研究会(※)		26. 9. 17(水) ～ 9. 19(金)	3	約80	25. 9. 18(水) ～ 9. 20(金)	2.5	81	平成25年度は司研と一部合同で実施
	調研部・一般研修部合同	8	総合職採用職員初任研修		26. 4. 7(月) ～ 4. 9(水)	3	未定	25. 4. 5(金) ～ 4. 9(火)	3	52	
		9	中間管理者 (総判部)研修	第 1 回	26.10.21(火) ～ 10.24(金)	4	約80	25.10.22(火) ～ 10.25(金)	4	72	家裁調査官は第1回及び第2回に参加 速記官は第3回に参加
				第 2 回	26.11.18(火) ～ 11.21(金)	4	約80	25.12.10(火) ～ 12.13(金)	4	72	
				第 3 回	27. 1.20(火) ～ 1.23(金)	4	約80	26. 1.21(火) ～ 1.24(金)	4	72	
		10	管理者研究会		26. 4.14(月) ～ 4.18(金)	5	未定	25. 4.15(月) ～ 4.19(金)	5	95	
	11	管理者研究会(支部運営)(※)		26. 5.22(木) ～ 5.23(金)	2	約40	25. 5.23(木) ～ 5.24(金)	2	48	平成25年度は司研と一部合同で実施	
	裁判所書記官研修部	12	民事実務研究会(※)	第 1 回	26. 5.28(水) ～ 5.30(金)	3	約60	25. 5.29(水) ～ 5.31(金)	2.5	50	平成25年度は第1回、第2回のいずれも司研と一部合同で実施
				第 2 回	27. 1.15(木) ～ 1.16(金)	2	約60	26. 1.27(月) ～ 1.28(火)	2	50	
		13	刑事実務研究会(※)		26.11.26(水) ～ 11.27(木)	2	約60	25.11.27(水) ～ 11.28(木)	1.5	50	平成25年度は司研と一部合同で実施
		14	家事特別研究会(※)		26. 9.25(木) ～ 9.26(金)	1.5	約50	25.12.11(水) ～ 12.12(木)	2	50	平成25年度は司研と合同で実施
		15	実務指導研究会	民 事	26. 5. 8(木) ～ 5. 9(金)	2	約35	25. 5. 8(水) ～ 5. 9(木)	2	35	
				刑 事	26. 5. 8(木) ～ 5. 9(金)	2	約35	25. 5. 8(水) ～ 5. 9(木)	2	33	
				家 事	26. 5.14(水) ～ 5.15(木)	2	約25	25. 5.15(水) ～ 5.16(木)	2	25	
				少 年	26. 5.14(水) ～ 5.15(木)	2	約15	25. 5.15(水) ～ 5.16(木)	2	15	
		16	速記官中央研修		26. 7. 9(水) ～ 7.10(木)	1.5	約25	25. 7.10(水) ～ 7.11(木)	1.5	24	
		17	CA研修実務試験	前期研修	26. 6.26(木) ～ 7.16(水)	21	未定	25. 6.24(月) ～ 7.12(金)	19	51	
				実務研修	26. 7.18(金) ～ 8.22(金)	36		25. 7.16(火) ～ 8.19(月)	35		
				後期研修	26. 8.25(月) ～ 9.12(金)	19		25. 8.21(水) ～ 9.10(火)	21		
		18	高検研修 書記官ブラッシュアップ研修		7月から9月までの間で実施 機関が適宜決定	10.5	未定	7月から9月までの間で実施 機関が適宜決定	10.5	368	
家裁調査官研修部		中央研修	19	家庭裁判所調査官実務研修		26. 9.30(火) ～ 10.10(金)	11	未定	25.10. 1(火) ～ 10.11(金)	11	48
	20		家庭裁判所調査官専門研修		26. 6. 3(火) ～ 6.13(金)	11	未定	25. 6. 4(火) ～ 6.14(金)	11	51	
	21		ケースワーク研究会		27. 1.28(水) ～ 1.30(金)	3	40	26. 1.29(水) ～ 1.31(金)	3	27	
	22		心理テスト特別研修		26.12. 2(火) ～ 12. 5(金)	4	20	25.12. 3(火) ～ 12. 6(金)	4	14	
	23		面接技法特別研修		26.10.28(火) ～ 10.31(金)	4	20	25.10.29(火) ～ 11. 1(金)	4	20	
	24		主任家庭裁判所調査官研修		26. 7. 1(火) ～ 7. 4(金)	3.5	未定	25. 7. 2(火) ～ 7. 5(金)	3.5	34	
	25		次席家庭裁判所調査官等研究会		26. 9. 3(水) ～ 9. 5(金)	2.5	未定	25. 9. 4(水) ～ 9. 6(金)	2.5	19	
	26		首席家庭裁判所調査官研究会		26.11.11(火) ～ 11.12(水)	2	50	25.11.12(火) ～ 11.13(水)	2	50	
高検研修	27	家庭裁判所調査官実務研究会		実施機関が適宜決定	3	242	実施機関が適宜決定	3	240		

		平成26年度					平成25年度			備考	
		番号	研修名等	実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員		
一般研修部	中央研修	28	係長等(総務担当)研修	26. 6.17(火)～ 6.19(木)	3	約40	25. 6.18(火)～ 6.20(木)	3	42		
		29	係長等(人事担当)研修	26. 6. 3(火)～ 6. 5(木)	3	約60	25. 6. 4(火)～ 6. 6(木)	3	60		
		30	係長等(会計担当)研修	26.10.28(火)～ 10.31(金)	4	約60	25.10.29(火)～ 11. 1(金)	4	60		
		31	中間管理者(事務局)研修	26.12. 2(火)～ 12. 5(金)	3.5	約60	25.12. 3(火)～ 12. 6(金)	3.5	62		
		32	研修事務担当者研修	26. 9. 9(火)～ 9.11(木)	3	約40	25. 9.10(火)～ 9.12(木)	3	38		
		33	研修指導研究会	第 1 回	26. 5.27(火)～ 5.29(木)	3	約40	25. 5.28(火)～ 5.30(木)	3	36	
				第 2 回	27. 2. 3(火)～ 2. 5(木)	3	約40	26. 2. 4(火)～ 2. 6(木)	3	36	
		34	情報処理研修	第 1 回	26. 5.20(火)～ 5.22(木)	3	60	25. 5.21(火)～ 5.23(木)	3	59	
				第 2 回	26.11.11(火)～ 11.13(木)	3	60	25.11.12(火)～ 11.14(木)	3	59	
		35	新任執行官研修	26. 6.10(火)～ 6.13(金)	3.5	未定	25. 6.11(火)～ 6.14(金)	3.5	24		
		36	執行官実務研究会	27. 2. 3(火)～ 2. 6(金)	3.5	未定	26. 2. 4(火)～ 2. 6(木)	3	20		
		37	総括執行官研究会	26. 7.15(火)～ 7.17(木)	2.5	未定				2年ごとに実施 平成26年度は実施する	
	高裁委嘱研修	38	新採用職員研修	実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	423		
		39	事務官法律研修	通信研修	26. 3. 1(土)～ 6.15(日)	107	約200	25. 3. 1(金)～ 6.15(土)	107	157	
				面接研修	26. 6.16(月)～ 7.18(金)の間で実施機関が適宜決定	15		25. 6.17(月)～ 7.19(金)の間で実施機関が適宜決定	15		
		40	ジャンプアップ研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	96		
		41	事務官専門研修	実施機関が適宜決定	1.5～3	未定	実施機関が適宜決定	1.5～3	148		
		42	新任係長研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	262		
		43	新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	283		
自庁研修	44	フレッシュセミナー	採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定			
	45	フォローアップセミナー	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定			
	46	ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定			
	47	高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定	実施機関が適宜決定							
	48	自庁研修	実施機関が適宜決定	実施機関が適宜決定							
	研究	49	合同実務研究	26. 9. ～ 27. 3	7月	未定	25. 9. ～ 26. 3.	7月	3		
50		書記官実務研究	26. 4. 上旬～ 27. 3. 下旬	1年	2	25. 4.3(水)～ 26. 3.25(火)	1年	2			
51		家庭裁判所調査官実務研究(個人及び共同研究)	26. 7. 中旬～ 27. 2. 中旬	7月	未定	25. 7.12(金)～ 26. 2.12(水)	7月	13			
		同上(指定研究)	26. 4. 上旬～ 27. 3. 下旬	1年	未定	25. 4.1(月)～ 26. 3.31(月)	1年	6			
52		家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)	26. 7. 上旬～ 27. 3. 上旬	8月	未定	25. 7. 上旬～ 26. 3.7(金)	8月	家事5 少年9			
		同上(心身の鑑別についての研究)	27. 2. 下旬～ 3. 下旬	1月	3	26. 2.24(月)～ 3.24(月)	1月	3			

・(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

平成26年度研修体系図

裁判所職員総合研修所



（注）
 □ は中央研修，
 ■ は高裁委嘱研修，
 □ は自庁研修を表す。
 □ は研究を表す。

司法研修所との合同実施状況（平成16年度～平成25年度）

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実施本数	3	3	3	3	3	3	4	2	6	7
参加人員	138	158	165	179	181	181	197	124	329	429

年 度	研 修 所 の 名 称	実施時期 (合同実施 日数)	参 加 員	備 考
16	民事実務（執行）研究会 (民事執行事件における裁判官と書記官との協働)	1/18～20 (2日間)	30	
	刑事実務研究会 (事前準備手続を中心とする裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/14～16 (1日間)	46	
	家事実務研究会 (人事訴訟事件等の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/15～17 (1日間)	書 31 調 31	
17	民事実務（訴訟）研究会 (民事訴訟事件における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	11/16～18 (1日間)	57	
	刑事実務研究会 (裁判員裁判における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/13～15 (1日間)	40	
	少年実務研究会 (年少少年事件等の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/14～16 (1日間)	書 30 調 31	
18	民事実務（簡裁）研究会 (少額訴訟事件の処理に関する裁判官と書記官との連携等の在り方)	11/14～16 (0.5日間)	57	
	刑事実務研究会 (裁判員裁判における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/12～14 (1日間)	46	
	少年実務研究会 (被害者への配慮に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/14～16 (1日間)	書 31 調 31	
19	民事実務（訴訟）研究会 (充実した審理を行うための裁判官と書記官の協働の在り方)	11/14～16 (0.5日間)	58	
	刑事実務研究会 (書記官事務に焦点を当てた裁判員制度運営上の課題)	10/24～26 (1日間)	59	
	家事実務研究会 (人事訴訟事件の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/13～15 (1日間)	書 31 調 31	
20	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における争点整理手続の充実に向けた書記官事務の在り方、争点整理手続の充実に向けた裁判官と書記官の協働の在り方)	11/18～20 (1日間)	58	
	家事実務研究会 (人事訴訟事件の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/18～20 (1日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (被害者等の審判傍聴に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	9/10～12 (1.5日間)	書 30 調 31	
21	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における争点整理手続の充実に向けた書記官事務の在り方、争点整理手続の充実に向けた裁判官と書記官の協働の在り方)	5/3～5 (0.5日間)	58	
	家事実務研究会 (家事調停・家事審判事件の運用に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の協働、連携の在り方)	2/23～25 (1日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (被害者配慮制度の運用に関する諸問題)	9/16～18 (1.5日間)	書 31 調 30	
22	民事実務（訴訟）研究会 (民事裁判手続の具体的な進行段階や事件の性質に応じた書記官事務の在り方、充実した審理を行うための裁判官と書記官の協働の在り方)	6/2～4 (0.5日間)	58	
	家事実務研究会 (家事審判法改正を見据えた家事事件の運用における裁判官、書記官及び家裁調査官の協働、連携の在り方)	2/22～24 (1.5日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (少年審判の運営上の留意点～被害者等による少年審判傍聴事件を中心として～)	9/15～17 (1.5日間)	書 31 調 31	
23	特別研究会（仮題） (通常再生事件における運営の在り方及び法人破産事件処理における裁判所の対応力の強化)	7/12～13 (1.5日間)	15	
	家事実務研究会 (子の有る夫婦の離婚調停事件における運用上の諸問題)	2/22～23 (2日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (少年の健全育成に資する事件処理の在り方 ～年少少年事件及び施設少年事件を中心に～（書記官及び家裁調査官） ～被害者等による審判傍聴が行われる期日の運営を中心に～（書記官及び家裁調査官） ～社会福祉の活用を中心に～（家裁調査官）	9/14～15 (書 1日間 調 1.5日間)	書 30 調 32	
24	管理者研究会（支所運営） (本庁・支所間の連携の在り方)	5/24～25 (1日間)	次書15 次調15 次長15	
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた考え方と具体的な手法)	5/30～6/1 (0.5日間)	50	
	家事実務研究会（第2回） (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた考え方と具体的な手法)	1/24～25 (2日間)	60	
25	家事実務研究会 (家事事件手続法等の施行を契機とした離婚調停手続の運用改善)	2/18～20 (2日間)	書 31 調 31	
	家事特別研究会 (後見事件の運用、財産管理事件の運用、家事事件手続法施行を巡る諸問題（後見事件、財産管理事件関係）)	12/10～11 (2日間)	50	
	少年実務研究会 (少年事件の事務処理態勢について～在宅事件を中心に～)	9/18～20 (1.5日間)	書 31 調 31	
25	管理者研究会（支所運営） (本庁・支所間の連携の在り方)	5/23～24 (1日間)	次書16 次調16 次長16	H24～合同実施
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた実践)	5/29～5/31 (0.5日間)	50	H16～合同実施（H23を除く） H25（保護命令）は可研別館で実施予定
	民事実務（保護命令）研究会 (保護命令事件を適正かつ迅速に処理するための裁判官と書記官の協働について（仮題）)	1/27～28 (1.5日間)	50	
25	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/27～28 (1日間)	50	H16～H19まで合同実施 H25は可研別館で実施
	家事実務研究会 (家事事件手続法施行後の家事事件の運用上の諸問題について)	2/19～21 (2日間)	書 50 調 50	H16、H19～合同実施 H25は可研別館で実施予定
	家事特別研究会 (監督区分の設定及び各区分における監督内容の在り方、家事事件手続法下における後見関係事件・財産管理事件の処理を巡る諸問題)	12/11～12 (1.5日間)	50	H24～合同実施 H25は可研別館で実施
25	少年実務研究会 (少年審判の機能強化)	9/18～20 (1.5日間)	書 31 調 50	H16、H17、H20～合同実施 H25は可研別館で実施